

主 文

- 1 被告らは、別紙物件目録記載1の建物及び同目録記載2の土地につき、以下の各行為をするなどして、指定暴力団六代目山口組弘道会小松組又はその他の暴力団の事務所として使用してはならない。
 - (1) 上記建物及び土地内で指定暴力団六代目山口組弘道会小松組又はその他の暴力団の定例会又は儀式を行うこと。
 - (2) 上記建物及び土地内に指定暴力団六代目山口組弘道会小松組又はその他の暴力団の構成員を立ち入らせ、又はその立入りを容認すること。
 - (3) 上記建物及び土地内に指定暴力団六代目山口組弘道会小松組又はその他の暴力団の当番員又は連絡員を置くこと。
 - (4) 上記建物及び土地内に以下のものを設置し、又は掲示すること。
 - ア 指定暴力団六代目山口組弘道会小松組又はその他の暴力団を表象する紋章、看板、表札、提灯その他これに類するもの
 - イ 指定暴力団六代目山口組弘道会小松組又はその他の暴力団の綱領、歴代組長、幹部又は構成員の写真、名札その他これに類するもの
- (5) 上記建物の外壁の開口部（窓等）に鉄板等を打ち付けること。
- 2 原告らのその余の各請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告らの負担とし、その余を原告らの負担とする。